

林業事業体等との意見交換会(2/22~2/23)でのご意見・ご要望等に対する回答

近畿中国森林管理局

番号	質問等	回答
1	<p>・郵便入札の試行を終了し、従前に入札方法に戻るとのことだが、将来的に電子入札への取組はしないのか。</p>	<p>・現段階で造林や素材生産事業の入札に係る電子調達システムの導入について、具体的にお知らせできる情報はないことから、具体になった段階でお知らせいたします。</p>
2	<p>・平成27年度に入札した物件で、再々公告をしても不落・不調となった物件はどの程度あるのか。</p>	<p>・平成27年度の造林・素材生産事業に係る再々公告の物件数については、造林事業で0件、素材生産事業では4件となっています。その内の3件については、不落・不調により、入札を取り止めています。</p>
3	<p>・総合評価落札方式で行う事業と価格競争で行う事業の違いは何か。</p>	<p>・予定価格の金額が1千万円以上規模の入札については、全て総合評価落札方式で行うこととなります。また、予定価格が1千万円以下であっても、地拵え、植付などの複数の作業種が混在する場合など、技術等によって調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずると認められる場合には、総合評価落札方式を採用しています。</p>
4	<p>・最近の木材の市況動向を教えてください。</p>	<p>・木材の市況動向については、林野庁において木材需給会議を原則四半期毎に開催し、木材需給の動向や見通し等について協議・検討しており、その内容については、林野庁ホームページで公表していますのでご覧ください。</p>
5	<p>・中国から木材が輸入されていないというのは情報として確かなのか。</p>	<p>・平成25年の統計では、日本の木材輸入額は、12,160億円となっており、中国からは、主に合板、集成材などのボード類や割り箸等を輸入し、木材輸入総額の15%(1,783億円)を占めています。</p>
6	<p>・皆伐と植付の一貫請負を受注しているが、可能であれば初期保育(下刈)を含めた一貫請負となるようお願いしたい。初期保育も含めることで責任施工が出来るようお願いしたい。</p>	<p>・複数年にわたる事業となり、制度上難しいところがあるが、要望については、今後の課題として林野庁に伝えていきたいと考えています。</p>

番号	質問等	回答
7	<p>・システム販売について、契約相手方が選木機を持っている場合、山元での検知ではなく、システムの相手方が検知を行っているが、数量の確定が遅く、出材量の把握に苦慮しているため、数量の確定を早くしてもらいたい。</p>	<p>・数量の確定については、買受事業者により早期の数量確定の協力をお願いすることとします。また、トラックで持ち込んだ際に何らかの受入れの記録をとっていると認識しているため、選別機にかける前にそういった情報を収集したいと考えています。</p>
8	<p>・システム販売の買受け事業者が選木機を持っている場合、その者が検知を行い数量を確定させているが、買受者と検知をする者が同一の者であることは問題ないのか。</p>	<p>・自動選別機での検知については、素材等検知業務請負要領において、自動選別機の所有者が行えることとしています。 また、検知業務の監督及び検査については、素材等検知業務請負監督・検査要領に基づき、適切に実施しています。</p>
9	<p>・システム販売を行っているが、林道が狭く小さいトラックで何回も小運搬するため、搬出作業と競合することから、搬出作業に支障とならない国有林で実施するようにしてもらいたい。</p>	<p>・林道や山土場が狭く、搬出作業の支障になるおそれがある箇所については、請負事業の中で中間土場まで小運搬できるよう、中間土場の確保に努めたいと考えています。</p>
10	<p>・立木のシステム販売については、製材所又は合板会社等とタイアップすることが必須条件か。また、価格交渉は協定後となるのか。</p>	<p>・立木のシステム販売は、地域における安定供給体制の整備や木材の需要拡大、原木の加工・流通の改善等に資することを目的としており、製材所等との協定を締結するか、又は、共同提案という形など、供給先が明らかになる必要があります。また、売払価格については、1年目は企画提案時に買受価格を提示していただき、当局の希望する売払価格以上であれば協定を締結することとなります。2年目3年目については、既に締結した協定に基づき、それぞれ買受価格を提示していただき、当局の売払希望価格以上であれば売買契約を締結することとなります。</p>
11	<p>・コンテナ苗の購入について、材料検査を受ける必要があるのか。</p>	<p>・使用材料については、請負契約の中で請負者が購入することとしており、仕様書の規格を満たした材料が納入されているか確認するため検査は必要となります。 事業者の皆様におかれましては、材料購入先より仕様書の規格を満たしていない材料等が納入された場合は、返品を行うなど、適正な材料の購入に努めて頂きますようお願いいたします。</p>

番号	質問等	回答
12	<p>・間伐コンクールの最優秀賞の作業システムに係る写真に労働安全衛生法上不適切なものが載っているが、林野庁はそういった作業でも表彰するのか。</p>	<p>・間伐コンクールは、高い生産性等や作業システムの特徴や成果等の取組を競うことにより、高効率で低コストな間伐等について民有林を含めた普及・定着及び推進に資することを目的としています。ご指摘のあった点については、林野庁の担当部局に伝え、写真を差し替えることとしています。</p>
13	<p>・首くり罠については、輪の大きさが直径15cm以上あり、狩猟法に違反しているのではないか。</p>	<p>・鳥獣保護法第7条の2に規定される第二種特定鳥獣管理計画において、都道府県知事は計画目標を達成するため、①猟期の延長、②狩猟禁止・制限の解除又は緩和等、③特例休猟区(休猟区内で特定鳥獣の捕獲等が可能となる区域)の指定の措置を講じることができるものとなっています。</p> <p>・資料中の輪の大きさが12cmを超える罠については、ある府県の第二種特定鳥獣管理計画において、輪の直径に係る禁止事項が解除・緩和された区域内に設置したもので、許認可行為を得て罠の設置・稼働を行っています。</p> <p>・なお、本罠については、開発者等によって『誘引式首用くりわな』として商品化され本年3月より販売される見込みとなっており、そのカタログにおいても『くり輪の直径が12cmを超えて掛けることが禁止されている(規制緩和されていない)地域では使用できませんのでご注意ください。』と明記されています。</p>